

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 改正の要点

1 改正の目的

東日本大震災で得られた貴重な教訓を活かし、都道府県相互の広域応援体制の一層の強化を図るため、昨年 12 月 20 日開催の全国知事会で了承された方向性を踏まえ「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の改正を行う。

2 改正の要点

(1) カバー（支援）体制の確立

- 広域応援の基盤となる体制である、カバー（支援）県の規定を新設（第 3 条）
- ブロック間の応援関係を強めるため、ブロック間応援の規定を改正（第 9 条）

(2) 全国知事会の体制と機能の強化

- 広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、知事会に「緊急広域災害対策本部」を設置する規定を新設（第 6 条）
- 「緊急広域災害対策本部」には、各都道府県東京事務所より職員の応援を得る規定を新設（第 6 条）
- 広域応援実施の迅速性を高めるため、連絡・調整を全国知事会が直接行う規定を新設（第 7 条）

(3) 広域応援の実効性の向上

- 広域応援の実効性を高めるため、都道府県間の連携を強め、自律的な支援が可能となる体制構築の努力規定を新設（第 2 条）
- 広域応援の要請がなくとも、その必要性があると判断される場合は、広域応援を実施する規定を新設（第 7 条）